

久留米市地産地消推進店登録基準

1 趣旨

久留米市地産地消推進店登録事業は、久留米地域産の農産物、畜産物、林産物及び水産物、並びにこれらを使った加工品(以下「農産物等」という。)を積極的に販売・活用する店舗等を農商工連携のもと、久留米市地産地消推進店(以下「推進店」という。)として登録することにより、久留米地域産の農産物等の消費拡大と地産地消の推進を図ることを目的に実施するものとし、推進店の登録基準は下記のとおりとする。

なお、久留米地域産の農産物等とは、本市管内の5JA(JAくるめ・JAにし・JAみい・JA福岡大城・JAみづま)の域内で生産された農産物等とする。

2 対象店

久留米市内の小売店、直売所、加工食品販売店及び飲食店等とする。

3 登録基準

(1) 共通事項

- ① 久留米地域産の農産物等を積極的に使用すること。
- ② 食の安全・安心に十分に配慮した農産物、料理等を市民に提供すること。
- ③ 久留米市内に本社を有すること(ただし、飲食店等を除く。)。市外に本社を有する店舗については、久留米地域産農産物等の直売コーナーに限る。
- ④ 推進店に登録された後に、配布する PR グッズ(ステッカー・のぼり・ポスターなど)を店舗や売場に掲示すること。
- ⑤ 推進店について、ホームページや広報等により、紹介することを承諾すること。

(2) 直売所・直売コーナー・小売店

- ① 週 3 日以上営業している店舗であること。ただし、生産者の行う朝市、直売所については、この限りでない。
- ② 店舗内に久留米地域産の農産物の販売コーナーがあり、その表示を行うこと。または、各農産物等の販売コーナーの中で久留米地域産の農産物等を集積し、ポップ等により久留米地域産であることを表示すること。

(3) 加工食品販売店

- ① 久留米地域産の農産物を主原材料として作られた商品があること。
- ② 原材料表示に「久留米市産」、「久留米地域産」等の表示に努めること。ただし、他の法令に定めのあるものについては、この限りでない。

(4) 飲食店等

- ① 米については、久留米地域産の使用に努めること。
- ② 久留米地域産の農産物等を使用した料理があること。
- ③ 食材として使用した久留米地域産の農産物をメニュー等に表示すること。
- ④ 推進店に登録された後においても、久留米地域産の農産物を使った料理を増やしていこうとすること。

(5) その他

仲卸商店など、利用者が事業者に限る場合や、社員食堂、福祉施設、学校など、利用者が社員、入所者、学生などに限る場合においても、登録することができる。

なお、登録基準については、小売店及び飲食店等と同様の条件を満たしたものとする。

4 申請者

久留米市地産地消推進店の登録をしようとするものは、対象店舗等の事業主とする。なお、直売所及び直売コーナーについては、出荷者及び出荷者団体も登録の申請を行うことができる。

社員食堂や福祉施設、学校などの場合は、施設の事業主や代表者、及び、食堂経営者双方の同意のもと、いずれかの代表者により、登録の申請が行なわれれば、受理することができるものとする。

お問い合わせ先

久留米市 農政部 農業の魅力促進課 [TEL] 0942-30-9165 [FAX] 0942-30-9717
[ホームページURL] <http://www.city.kurume.fukuoka.jp>